

くらしのかわら版

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

第5号

2012.7

編集／発行

市消費生活啓発推進員
市消費生活センター

平成24年度消費者月間事業を実施しました！！

消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費者保護法(現 消費者基本法)」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は、5月30日を「消費者の日」に、5月を「消費者月間」と決めました。毎年この期間には、全国で消費者問題についての啓発事業が集中的に行われています。24年度の全国統一テーマは、「安全・安心 いま新たなステージへ」でした。ひたちなか市では消費者月間講演会、街頭啓発、啓発パネル等の展示を行いました。



消費者月間講演会

5月17日、ワークプラザ勝田大会議室にて山口康夫氏(国土館大学法学部教授)を講師に招き、「悪質商法の過去・現在・未来 ～安全・安心 いま新たなステージへ～」と題して、複雑巧妙化する「悪質商法」について最近の事例や傾向、有効な対処法について講演していただきました。資料を使いながらユーモアをまじえて話される山口先生の講話に参加者からは「参考になった」「もっと聞きたい」という感想が寄せられました。



▲講話する山口先生

推進員の感想

人の心の隙について財産だけでなく心までも傷つける悪質商法にはおそろしさを感じました。

これからの消費者問題をなくすには、地域のネットワークを活用しながら、安全で安心な暮らしができる「ルール作り」が大切であるという先生のお話しが心に残りました。

●悪質商法に遭わないために…(山口先生の講話から)

- ・悪質な業者は、人間の「不安」「欲望」という弱いところを悪用する
- ・悪質商法の素材は沢山あるので誰でも騙される可能性はある

〈過去〉その時代の社会情勢に応じて消費者問題は常に多種多様に生じていた。

〈現在〉若年層、高齢者層に多くの被害がみられる。被害に遭った原因は自分のミスと感じる人が多い。また、消費生活センターを知っていても実際に相談に行く人は少ない。

〈未来〉バブル崩壊後、社会の仕組みが変わっていくなか、消費者は地域の中で孤立しがちになっている。孤立した消費者は悪質商法の「えじき」になりやすいことから、消費者被害をなくし、誰もが心の安心を得られるようにするために地域の力が不可欠の要素である。



街頭啓発

5月12日(土)に市内ホームセンター店頭において、街頭啓発を実施しました。当日は、消費生活啓発推進員と市職員がパンフレット等を配布しながら、消費者被害防止を呼びかけました。悪質商法を警戒してか、なかなか受け取ってもらえないこともあり、啓発の難しさを教えられました。「うまい言葉」や「あれ変だな」と思うことがあったら、ぜひ、消費生活センターにご相談下さい。



▲熱心に説明をする推進員



啓発パネル等の展示

5月21日(月)から31日(木)まで市役所本庁舎1階市民ホールにて消費生活に関するパネル展示、消費者啓発パンフレット・チラシの配布、消費者団体であるひたちなか生活学校の活動紹介(パネル展示及び作品展示)を行いました。



▲展示の様子



うまい話にご用心!

⚠️ 高齢者の方を中心に投資取り引きに関する相談が増えていますので、ご注意ください。

【相談事例】
「必ず儲かる」と言われて、何に対する投資かよくわからないままA社に対し200万円出資した。初めの半年間は利益分の振り込みがあったが、その後なくなってしまった。A社に電話をしても連絡が取れない。(70代女性)

↓

◎消費生活センターからのアドバイス

- 投資取り引きの多くは、元本保証がありません。場合によっては全額損失することもあります。理解できないものは契約せず、きっぱりと断りましょう。
- 「必ず儲かる」「買い取る」「選ばれた」「謝礼を支払う」などの話を持ちかけられても、安易に信用しないようにしましょう。
- 1度契約すると、次々と色々な投資話が持ちかけられることがあります。特に、これまで投資トラブルに遭われた方は、情報が出回っている可能性があるので気を付けてください。

ひたちなか市消費生活センター
ひたちなか市役所 第2分庁舎2階 電話：273-0111 (内線3233)
相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～4時30分
(土、日、祭日、年末年始を除く)

▲展示パネルの一例

最近、よく耳にする「景品表示法」って何かよくわからないんだけど・・・。

ちゃあくんはこの間「くらしの講座」で勉強したばかりなんだ。わかりやすく説明するね。

ちゃあくん教えて
コーナー

ちゃあくんプロフィール
・ひたちなか市消費生活センターオリジナルキャラクター
・今年4月生まれ
・困った事があったらなんでも相談してね!

⇒景品表示法

消費者なら、誰もが安く良い商品やサービスを求めるよね。

ところが、実際より良く見せかける表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それにつられて消費者が実際には質の良くない商品を買ってしまい不利益を被るおそれがあるんだ。このような不当表示や不当景品から消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法(正式名称:不当景品類及び不当表示防止法)」なんだよ。

⇒具体的に

- ★一般消費者をだますような「うそつき広告」や「誇大広告」「不当な二重価格」は不当表示として禁止されているんだ。
- ★豪華すぎるおまけの提供は過大景品として禁止されているんだ。(本来の商品やサービスの質・価格競争が大切なんだね)

⇒違反事例

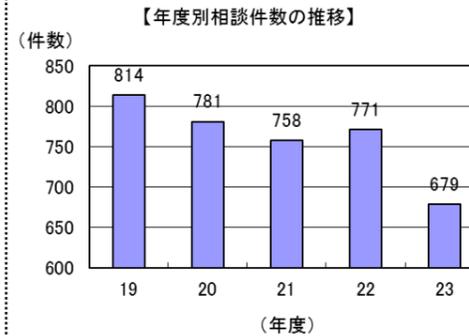
- ★優良誤認表示(※注)の例(平成22年10月13日に公表された措置命令)
「純米クッキー」とクッキーの主原料としてあきたこまち及びコシヒカリを使用しているとの表示
⇒実際には、極めて少量(0.004%)の米粉しか使用されていないものだったんだ。

※注「これはとても良い品質(規格・内容)だ!」と消費者に思わせておいて実際にはそうではない表示

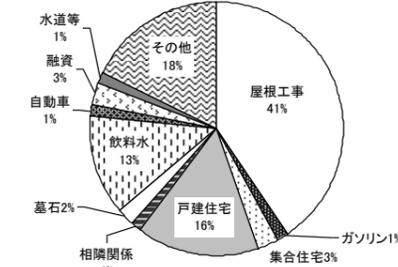
法律で保護されてるとはいえ、僕たち消費者自身も安い価格や目をひく表示ばかりに目をとられないよう細かい表示も注意して見るのが大切だね。それでも心配なときは、表示されている問合せ先へ直接問合せみるのもひとつの方法だよ。

消費生活センターより

23年度の相談状況について



東日本大震災関連相談件数 141件
(東日本大震災関連相談内訳(H23年3月～H24年3月))



平成23年度の相談件数は679件と過去5年間で最も少ない件数でしたが、相談内容の複雑化により、完結までの日数が長期化する傾向にあります。相談内容は「金融・保険サービス」「運輸・通信サービス」に関するものが上位を占めています。また平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関連して、屋根や家屋の工事・修理に関する相談も多く寄せられました。

【寄せられた相談事例】

〈金融・保険サービス〉

- ・数年前から借金があり、支払いをすることが難しい。
- ・知らない会社から投資のパンフレットが送られてきてから勧誘の電話が何度もかかってくる。

〈運輸・通信サービス〉

- ・パソコンで動画サイトを見ようとクリックしたら、3万円の請求画面が表示された。
- ・「相談にのってくればお金をあげます」と携帯電話にメールが届き、メール交換を繰り返したが、いつまでたってもお金は支払われず、利用料の高額な請求が届いた。
- ・電話で勧誘されインターネットプロバイダーの契約をしたが、とりやめたい。

〈震災関連〉

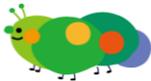
- ・震災で屋根が壊れ、修理をしたが、見積額より高い料金を請求された。
- ・地震保険の支払い査定額に納得がいかない。

〈被害にあわないための心得〉

- 👉 うのみにしない
- ✔️ 相談する
- 🛑 断る
- 🔒 契約しない



消費生活展



第19回みんなの消費生活展の開催日が決定しました！

平成24年11月3日(土)・4日(日)

午前10時から午後3時30分まで

ひたちなか市総合運動公園総合体育館2階



▲昨年の様子

身近な暮らしに役立つ
情報が盛りだくさん！
ぜひ、ご来場下さい。

ふれあい講座（出前講座）

～講師を無料で派遣します～

ふれあい講座では、悪質商法の被害に遭わないためにどうすればいいか、ビデオ視聴や寸劇、さらに消費生活啓発相談員の話を通じてわかりやすく解説します。

自治会や各種団体の研修会、勉強会などの催しの際にぜひご利用ください。

※申込み、問合せは市消費生活センターまでお気軽にどうぞ！

くらしの講座

くらしの講座では、消費生活に関する生活に役立つ講座を随時開催しています。

6月26日(火)「不当景品類及び不当表示防止法を学ぶ」

講師：消費者庁表示対策課職員

7月10日(火)「米粉でパン作り」

講師：鈴木 昌子さん

▶▶▶ (今後の予定)

8月 「親子でワンプレートランチづくり
～発酵食品を上手に使おう～」

9月 「そうだ！絵手紙を作ろう」

11月 「野菜の保存食の作り方」

12月 「最後まで自分らしく

～遺言の知識と成年後見人制度～」

1月 「最近の相談事例から

～相談の現場から見た消費者問題～」

2月 「子供たちに伝えたい“だし”のおいしさ

～ちらし寿司を作る～」

3月 「お財布と地球にやさしい暮らし方

～節約は無理をしないで楽しく～」

※詳しい日程については、市報や市のホームページに掲載します。ぜひ、確認の上ご参加下さい。

ふれあい講座に参加して

6月17日市毛公民館にて、昨今増えている投資トラブルを題材にした寸劇を行いました。受講された方から「被害の深刻さを感じた」、「大変参考になった」と声をかけていただき、活動の充実感を得ることができました。しかし「消費生活センター」は知っていても、どこでどのようなことをやっているのかについては知らない方も多く、講座の目的である「被害防止のための啓発」と「センターの周知」は、繰り返し行う必要があると思いました。

困ったとき、不安なときは、お気軽に消費生活センターにご連絡下さい！

ひたちなか市消費生活センター



029-273-0111 (内線3233)



029-276-3081



ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎2階

相談時間 午前9:30～12:00 午後1:00～4:30

※土日、祝日、年末年始はお休みです。

